

議第 9 号

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「及び学校給食共同調理場所長」及び「及び学校給食共同調理場所」を削る。

第 1 0 条中「、中央公民館長及び学校給食共同調理場所長」を「及び中央公民館長」に改める。

別表第 2 中

「

酒田市立東部中学校屋外運動場照明施設	酒田市飛鳥字堂之後 3 0 番地
酒田市学校給食共同調理場	酒田市飛鳥字堂之後 1 2 番地の 1

」

を

「

酒田市立東部中学校屋外運動場照明施設	酒田市飛鳥字堂之後 3 0 番地
--------------------	------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市学校給食共同調理場の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則新旧対照表

新

旧

本則

(職務)

第 8 条 (略)

2 課長(中央公民館長_____を含む。第 4 項において同じ。))は、上司の命を受けて課(中央公民館_____を含む。第 4 項において同じ。))に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～10 (略)

(事務の専決)

第 10 条 教育長の権限に属する事務のうち、教育次長並びに課長、主幹及び中央公民館長_____ (以下「課長等」という。))の各職位の専決区分は、別表第 1 のとおりとする(主幹については特定事務に限る。))。

別表第 2(第 15 条関係)

教育機関等の名称及び位置

所管課	名称	位置
企画管理課	(略)	(略)
	酒田市立東部中学校屋外運動場照明施設	酒田市飛鳥字堂之後 30 番地
	(削る)	
(略)	(略)	(略)

本則

(職務)

第 8 条 (略)

2 課長(中央公民館長及び学校給食共同調理場所長を含む。第 4 項において同じ。))は、上司の命を受けて課(中央公民館及び学校給食共同調理場所を含む。第 4 項において同じ。))に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～10 (略)

(事務の専決)

第 10 条 教育長の権限に属する事務のうち、教育次長並びに課長、主幹、中央公民館長及び学校給食共同調理場所長(以下「課長等」という。))の各職位の専決区分は、別表第 1 のとおりとする(主幹については特定事務に限る。))。

別表第 2(第 15 条関係)

教育機関等の名称及び位置

所管課	名称	位置
企画管理課	(略)	(略)
	酒田市立東部中学校屋外運動場照明施設	酒田市飛鳥字堂之後 30 番地
	酒田市学校給食共同調理場	酒田市飛鳥字堂之後 12 番地の 1
(略)	(略)	(略)

議第 1 2 号

令和 7 年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和 7 年度酒田市教育委員会事務局等職員（管理職）の人事異動を別紙のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀